

倉敷市業務用電気自動車導入支援補助金 「よくあるご質問」

(令和4年8月8日時点版)

各種お問合せにつきましては、「リーフレット」、「よくあるご質問」
をご確認のうえ、お問合せくださいますようお願いいたします。

メニューからお問合せ内容を選択してください

- [1. 制度全般・対象者について](#)
- [2. 申請・実績報告等について](#)

1. 制度全般・対象者について

1-Q1：電気自動車を1台購入し、もう1台をリースで取得する場合は、2台とも本補助金を活用することはできますか？

A：どちらか1台のみで本補助金を活用できます。

1-Q2：1台をリース業者A社で、もう1台をリース業者B社で電気自動車を取得する場合、2台とも本補助金を活用することはできますか？

A：どちらか1台のみで本補助金を活用できます。

1-Q3：新古車は対象になりますか？

A：新古車や中古車は対象になりません。

※自動車検査証の備考欄に「新規登録」と記載されるものののみ対象

1-Q4：プラグインハイブリッド自動車は対象になりますか？

A：プラグインハイブリッド自動車は対象になりません。

1-Q5-1：低燃費タイヤの定義について教えてください。

A：一般社団法人日本自動車タイヤ協会が策定した低燃費タイヤ等の普及促進に関する表示ガイドラインに定める低燃費タイヤの性能要件を満たすものです。

1-Q5-2：標準装着のタイヤを使用する予定であり、低燃費タイヤかどうか分かりません。

A：販売会社に、標準装着されるタイヤのメーカー・商品名、また、低燃費タイヤの性能基準を満たしたタイヤであるかをご確認いただき

ますようお願いします。なお、車種によっては、市（事業継続支援室）で把握しているものがあります。

1-Q5-3：標準装着されているタイヤが低燃費タイヤではない場合はどうすればいいですか？

A：販売会社にてオプションで低燃費タイヤに変更していただくか、納車後に低燃費タイヤを購入し、付け替えていただく必要があります。その場合は実績報告時に、そのことが分かる書類（注文書等）の写し又は型式の分かるタイヤを装着した写真の提出が必要です。

1-Q6-1：ゼロカーボンシティステッカーとはどういうものですか？

A：令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す本市の取組（ゼロカーボンシティくらしき2050）を普及啓発する目的で、企業などに配布するステッカー（縦・横各15.6cm、シール式）です。※右がイメージです。



1-Q6-2：ステッカーはどこに貼りますか？

A：見えやすい位置（原則、車両の後部）に貼付してください。

※添付位置のイメージ（必ずこの位置である必要はありません）



1-Q6-3：ステッカーはいつもらえますか？

A：交付申請の内容が適当と認められ、交付決定通知書を送付するときに、ステッカーを併せて送付する予定です。

1-Q7-1：「災害発生時に、電気自動車を活用した被災者支援に可能な範囲で協力する」とはどういうことをすればいいのですか？

A：外部給電機能を備えた電気自動車は、災害時に「移動式電源」として活用することができます。台風や地震などによる災害時に、避難所等において携帯電話の充電や照明、テレビなどの電化製品の非常用電源とすることで、被災者の方々の支援につながりますので、可能な範囲でご協力をお願いします。

なお、本市防災危機管理室ホームページに「災害発生時に電気自動車を活用した被災者支援の協力が可能な法人」として、法人名・所在地（電気自動車の使用の本拠）を掲載させていただく予定です。

1-Q7-2：購入する電気自動車に給電機能が備わっていない場合、別途購入しないといけないのですか？

A：必ず購入する必要はありませんが、給電機能を備えることで、災害時や停電時等の非常電源となりますので、防災・減災の観点からも可能な範囲でご検討いただければと考えています。

2. 申請・実績報告等について

2-Q1：交付申請はどのタイミングで行うのか教えてください。

A：交付申請は、電気自動車の発注後に行ってください。

納車後（車両登録完了後）であっても交付申請は可能です。

なお、交付申請の受付期限は令和5年1月31日です。

2-Q2：リース契約期間が、法定耐用年数未満の場合は、補助金の交付はできませんか？

A：お見込みのとおりです。リース期間が、普通自動車は6年未満、軽自動車は4年未満の場合は対象となりません。

2-Q3：リースでの交付申請の添付書類「リース料金に補助金相当額分の値下げが反映されていることが分かる書類」とは、どのような書類ですか？

A：覚書や変更契約書など、リース料金総額が、補助金相当額を反映して値下げしていることが分かる書類の提出をお願いします。リース契約書で確認できる場合は、リース契約書のみで結構です。

2-Q4：リース事業者が、前回申請から3か月以内に別の使用者（リース先）の交付申請を行う場合も、改めて現在事項全部証明書・市税納税証明書を取得する必要がありますか？

A：前回申請から3か月以内の場合は、改めて証明書を取得していただく必要はありませんが、それぞれ写しを提出してください。

2-Q5：販売会社等が交付申請手続きを行う場合はどうすればいいですか？

A：交付申請書右下の【交付申請手続き代行者】の欄に必要事項を記入

のうえ提出してください。

なお、交付申請書の「2 誓約・同意事項」欄は申請者の誓約欄です。申請者において内容を十分理解し、誓約・同意されますようお願いします。

2-Q6：市税が賦課されていませんが、納税証明書は取得できますか？

A：市税が賦課されていない場合は、市の税制課において、市税賦課がないことを確認したことを証明する「確認済み」と書かれた書類を取得してください。

2-Q7：交付申請書類を提出した後の流れを教えてください。

A：提出書類を市が審査し、書類の不備や不明点がある場合は、市から連絡しますので、速やかに対応してください。
審査終了後、補助金の交付を決定した場合は「交付決定通知書」と「ゼロカーボンシティステッカー」を送付します。

2-Q8：実績報告はどのタイミングで行うのか教えてください。

A：補助対象の電気自動車の車両登録が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月15日のいずれか早い日までに、市に実績報告書類を提出する必要があります。

2-Q9：車両登録が、令和5年3月15日までに完了しない場合はどうすればいいですか？

A：速やかに「遅延等報告書」を市に提出してください。その中で、遅延理由等について記入していただきます。

2-Q10：交付決定後、注文内容を変更する場合はどうすればいい
ですか？

A：速やかに「変更承認申請書」を必要書類とともに市に提出してください。

2-Q11：交付決定後、購入を中止する場合はどうすればいい
ですか？

A：速やかに「事業の中止承認申請書」を市に提出してください。

【追加・修正履歴】